

## ニュース

### 引田相談事務所が移転しました

地区内で工事が進む中、これまで皆様方のご相談に応じて参りました「引田相談事務所」が、工事の影響を受けることとなり、下図のように西方へ約200mの公園予定地内に移転いたしました。

事業が進捗する中、これを機に、本庁舎の区画整理推進室の機能を新事務所へ移転し、体制を強化することといたしました。

旧事務所同様、引続きご利用くださるようお願い申し上げます。



#### 新事務所

あきる野市伊奈 652 番 3  
TEL:042-518-2922(変更なし)

#### 旧事務所

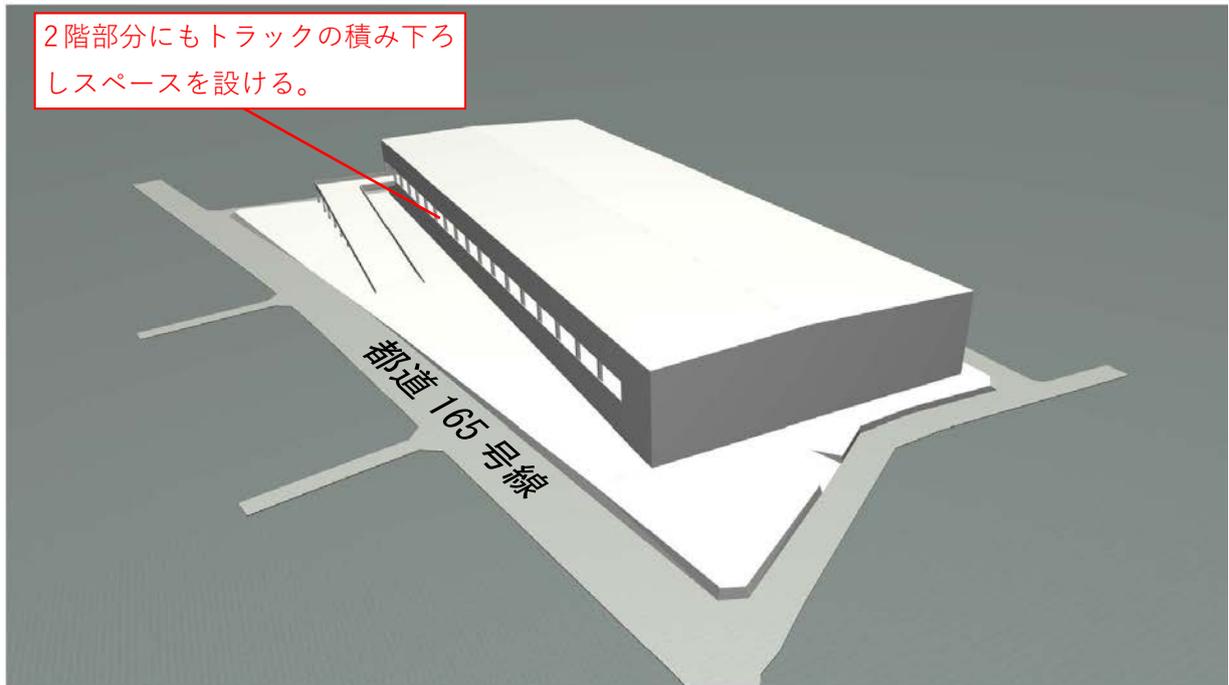
新事務所で、各種届出の受付を行います。  
裏面をお読みください。

## 産業ゾーンの基本設計プランが一部変更となりました

産業ゾーンへの物流施設の企業進出に関して、この度、進出企業である東京建物(株)から、施設プランの一部変更の申出がございました。

1階に加えて、2階部分にもトラックの積み下ろしスペースを設けるものです。これにより、荷さばきがスムーズになり、業務の効率化とともに、近隣への影響も抑えられる考えです。

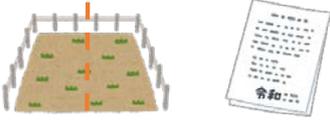
ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。



## お知らせ

### 届出は新引田相談事務所で受け付けます

引田相談事務所が新しくなり、区画整理推進室の機能が新事務所に移転することを受けて、今後の区画整理に関する各種届出は、引田相談事務所で受付いたします。下記のご相談は、引田相談事務所へお越しください。

<p><b>建築制限</b> 地区内で建築行為等を行おうとする場合は、市長の許可を得る必要があります。</p> 	<p><b>仮換地指定を受けられた方</b> 仮換地の分割、仮換地の証明の発行についてのご相談もこちらへ。</p> 	<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①登記していない借地権の申告</li> <li>②共有名義の代表者の届け出</li> <li>③相続が発生した場合の届け出</li> <li>④権利の変動がある場合の届け出</li> <li>⑤住所の変更がある場合</li> </ul>
---	---	---

区画整理についてのご相談は

- あきる野市引田相談事務所  
197-0834 あきる野市伊奈 652 番 3  
(☎)042-518-2922
- あきる野市区画整理推進室(市役所3階)  
197-0814 あきる野市二宮 350 番地  
(☎)042-558-1198

新しい事務所にも  
気軽に来てね!

